

# 宮川水系河川整備計画 (骨子)

# 河川整備計画に定める事項

## 河川整備計画に定める事項

条文

河川整備計画

政令第10条の3

一 河川整備計画の目標に関する事項

整備計画の対象区間  
整備計画の対象期間  
河川整備計画の目標

治水、水利用・流水管理、環境

政令第10条の3

二 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所  
並びに当該河川工事の施行により設置  
される河川管理施設の機能の概要

主な整備メニュー

治水、水利用・流水管理、環境

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

主な整備メニュー

維持管理

# 河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

|                  | 河川整備基本方針                                                                                                                                                                                                                                                 | 河川整備計画                                                                                                                                                                                                            |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定める<br>事項        | 河川の整備を行うにあたっての長期的な基本方針、河川の整備の基本となる事項<br>(法第16条)                                                                                                                                                                                                          | 河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する具体的な計画<br>(法第16条の2)                                                                                                                                                   |
|                  | <p>○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>○河川の整備の基本となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分</li> <li>・主要な地点における計画高水流量</li> <li>・主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅</li> <li>・主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量</li> </ul> <p>(政令第10条の2)</p> | <p>○河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>○河川の整備の実施に関する事項<br/>(政令第10条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</li> <li>・河川の維持の目的、種類及び施行の場所</li> </ul> <p>(政令第10条の3)</p> |
| 計画策定<br>の<br>手続き | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備審議会の意見を聴く<br/>(法第16条)</li> </ul>                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験を有する者の意見を聴く</li> <li>・関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる</li> <li>・関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴く</li> </ul> <p>(法第16条の2)</p>                                                          |

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 河川整備計画構成(案)

### 第1章 宮川水系の概要

#### 第1節 流域及び河川の概要

項 ■流域及び河川の概要 ■治水の沿革 ■利水の沿革 ■河川環境対策の沿革

#### 第2節 現状と課題

項 ■洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ■河川環境の整備と保全に関する事項 ■河川の維持管理に関する事項 ■新しい課題

### 第2章 河川整備計画の対象区間及び対象期間

#### 第1節 河川整備計画の対象区間

#### 第2節 河川整備計画の対象期間

### 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

項 ■洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ■河川環境の整備と保全に関する事項

### 第4章 河川の整備の実施に関する事項

#### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

項 ■洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ■河川環境の整備と保全に関する事項 ■総合的な土砂の管理に関する事項

#### 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

項 ■洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ■河川環境の整備と保全に関する事項

# 宮川水系河川整備計画(目標流量)

河川整備計画の目標に関する事項

## 【計画対象区間（案）】

指定区間外区間（大臣管理区間）

## 【計画対象期間（案）】

河川整備の当面の目標となる対象期間は、概ね30年間とする。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

宮川流域図



# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

### 治水の目標(案)

#### 現況施設能力

河道※<sup>1</sup>で 約6,900m<sup>3</sup>/s (約11.6k付近)  
ダム※<sup>2</sup>で 約500m<sup>3</sup>/s H16.9 (基準地点 岩出 約11.6k)

※1 HWL(計画高水位)評価による流下能力

※2 戦後第2位規模相当の洪水における調節量

#### 考えられる選択肢〔目標流量〕

1. 現状のまま【河道約6,900m<sup>3</sup>/s＋ダム約500m<sup>3</sup>/s】
  - 1－1 河道も堤防も整備しない。  
(戦後第2位規模相当洪水(平成16年9月)【約7,800m<sup>3</sup>/s・ダム・はん濫戻し流量】が流下すると家屋浸水被害が発生する)
2. 戦後第2位規模相当洪水(平成16年9月)【岩出地点7,800m<sup>3</sup>/s】を対象とした整備を行う。
  - 2－1 堤防整備を行うとともに、宮川ダムを有効活用する。  
(基準地点(岩出)7,300m<sup>3</sup>/s)
3. 基本方針流量【岩出地点8,400m<sup>3</sup>/s】を対象とした整備を行う。
  - 3－1 2. に加え、さらなる河道整備を行う。

#### 現時点での河川管理者の選択

##### 2－1を選択

- ・宮川の社会経済上の重要性、財政の制約、治水事業の早期かつ広範囲な効果発現、現在の技術レベルでの環境負荷の大小等を勘案し、河道整備を行うこととする。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

### 治水の目標(案)【内水対策】

○排水機場の必要な能力が確保されていないため、排水機場の補強等が必要である。

#### 考えられる項目

1. 現状のまま
2. 必要な内水安全度を確保するための整備をする。

#### 現時点での河川管理者の選択

##### 2. を選択

- ・社会経済上の重要性、財政の制約、内水被害等を勘案し、河道整備により外水位を低下するとともに必要な排水機場の整備を行うこととする。
- ・また、内水被害の状況や背後地の状況変化等により新たに内水対策の必要性が高まった地区等については、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施する。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

### 治水の目標(案)【高潮対策】

- 宮川高潮区間：宮川：0.0k～1.6k区間 大湊川：0.0k～1.4k区間 五十鈴川：1.8k～3.0k区間  
勢田川：0.0k～0.8k区間
- 甚大な被害をもたらした伊勢湾台風が満潮時に来襲した場合の堤防整備については完成。
- 高潮区間では大規模地震の直後に堤防の液状化により、高潮や津波での二次被害が発生する恐れがある。

#### 考えられる項目

1. 現状のまま
2. 必要な大規模地震に対応した整備をする。

#### 現時点での河川管理者の選択

##### 2. を選択

- ・宮川の高潮区間における社会経済上の重要性、発生が危惧される大規模地震等を勘案し、地震対策を推進する。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

### 治水の目標(案)【危機管理対策】

- 宮川水系では、計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上で施設能力以上の洪水が発生した場合に甚大な被害が発生する恐れがある。
- また、大規模地震の直後に津波・洪水・高潮に見舞われた場合にも甚大な被害が発生する恐れがある。

#### 考えられる項目

1. 超過洪水と整備途上での施設能力以上の洪水の発生を想定した危機管理対策を推進
2. 大規模な地震を想定した危機管理対策を推進
3. 迅速な復旧までを想定した危機管理対策を推進

#### 現時点での河川管理者の選択

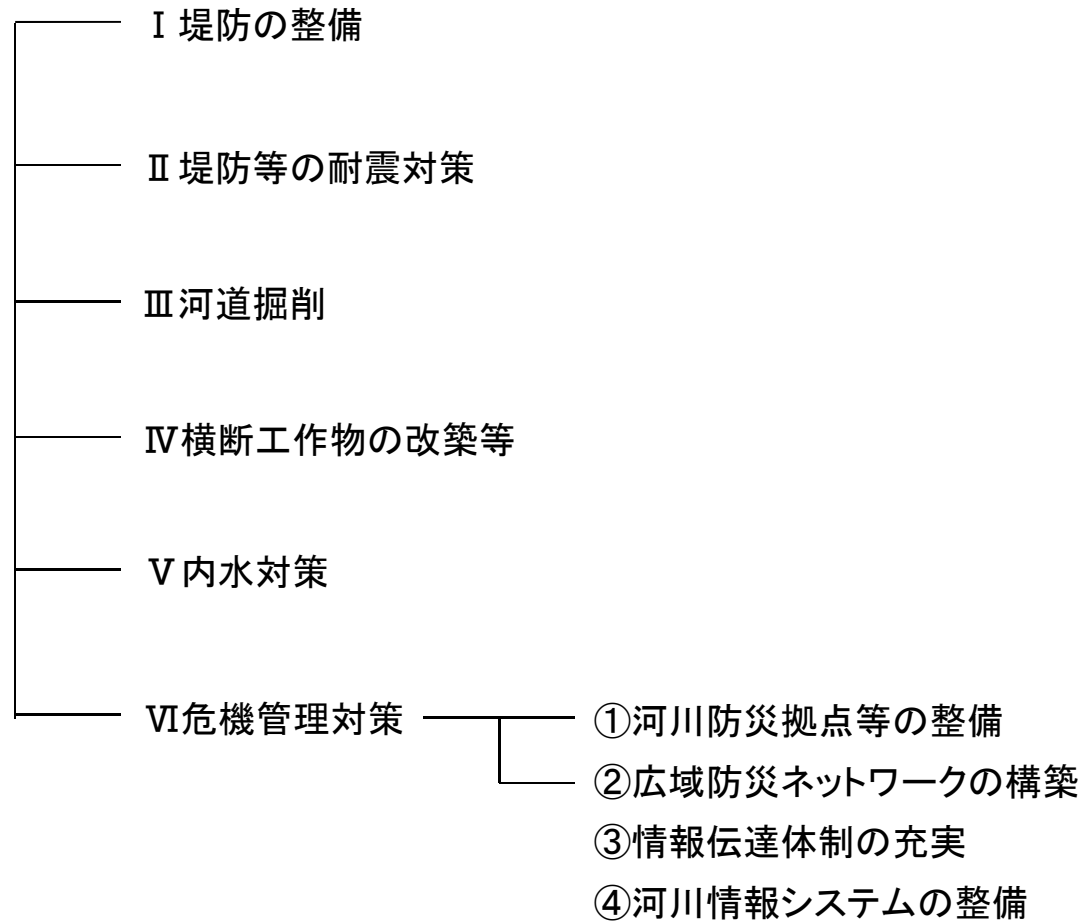
##### 1. 2. 3. を選択

- ・計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合、整備途上において施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、さらに大規模地震による津波とともに、大規模地震直後に洪水や高潮に見舞われた場合に、その被害の軽減について勘案し選択。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 治水の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項（政令第10条の3、二）



# 宮川水系河川整備計画(骨子)

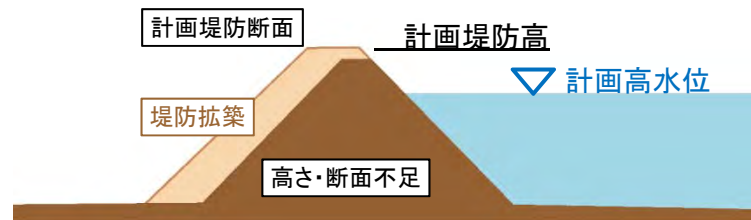
## 【治水】(河川整備計画のメニュー(案))

### I 堤防の整備

#### ■堤防強化

##### 高さ・断面不足の解消

○堤防の高さや断面が不足する箇所では、河道整備流量を安全に流下できるように堤防の整備を行う。

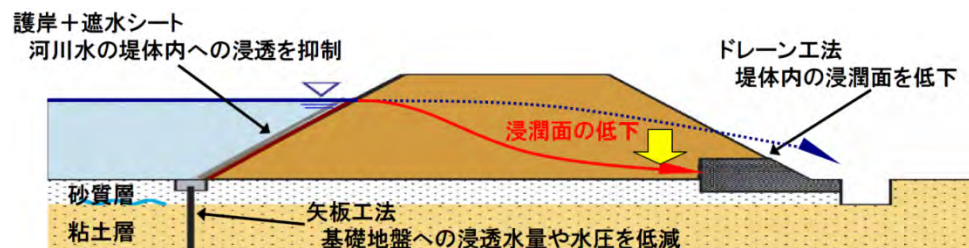


##### 堤防・護岸（高水・低水）の整備

○水衝部等において河岸侵食や局所洗掘が生じている箇所については、必要な高水敷の確保や、護岸整備や根固による補強を行う。

##### 浸透対策

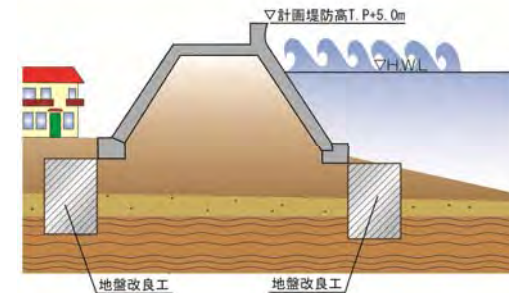
○堤防整備と併せて浸透が懸念される箇所については、被害ポテンシャル等を検討しながら対策を実施する。



### II 堤防等の耐震対策

#### ■地震対策の実施

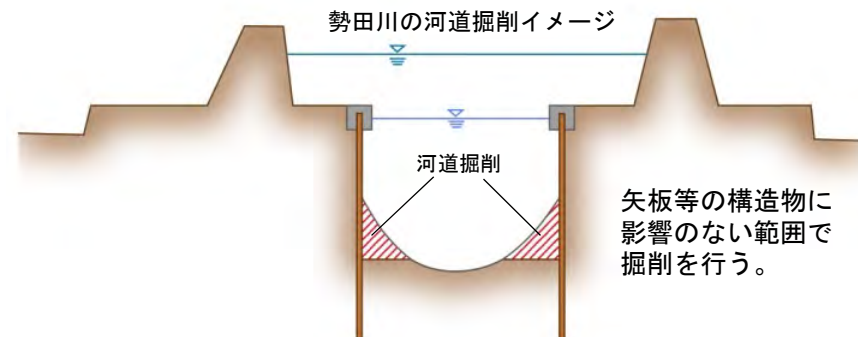
○大規模地震動により、堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が懸念される箇所では浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがあるため、耐震対策を推進する。



液状化が予想される地盤を改良することで、地震に強い堤防とする

### III 河道掘削

○川の断面（河積）を大きくすることにより、より多くの洪水を流下させる（勢田川）。



# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 【治水】(河川整備計画のメニュー(案))

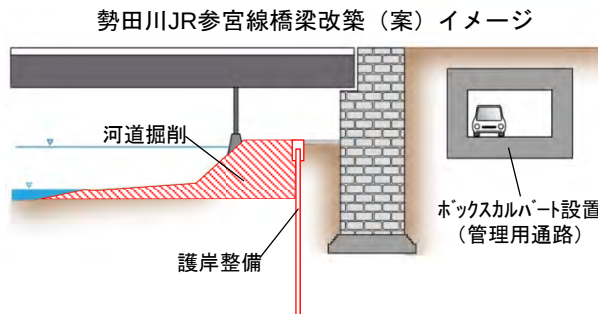
### IV 横断工作物の改築等

○洪水の流下に著しく阻害となっている橋梁について、施設管理者と連携、調整し改築を実施する。

勢田川のJR参宮線橋梁断面については、架け替えが生じない範囲で拡幅し、左岸側の盛土部に現在の通路の代替として、管理用通路を設置する。(改築案の例)



JR参宮線橋梁(未改修部)



勢田川JR参宮線橋梁改築(案)イメージ

### V 内水対策

○家屋浸水被害を防止するため、河道整備により外水位の低下を図るとともに、必要な排水ポンプの整備等を実施する。

桧尻川排水機場のポンプの増強  
排水機場ポンプを現状の11.5m<sup>3</sup>/sから19.5m<sup>3</sup>/sに増強する。

桧尻川排水機場



### VI 危機管理対策

#### ■河川防災拠点等の整備

○水害による被害の軽減や復旧・復興期間を短くするため、情報の収集・伝達、災害復旧活動の拠点となるとともに、水防活動に利用するための備蓄土砂を確保するため第二種側帯等を整備する。  
○水防倉庫を関係機関と連携して整備するとともに、水防資機材を常備する。



水防倉庫  
(宮川右岸7.0k付近)

ブロック備蓄状況  
(宮川左岸3.8k付近)



#### ■広域防災ネットワークの構築

○洪水、高潮、地震等による被災時に迅速な復旧活動を行うため、堤防道路や高規格幹線道路等をネットワーク化し、関係機関と連携しながら広域防災ネットワークの構築を図る。

#### ■情報伝達体制の充実

○洪水、高潮、津波等による被害の未然防止及び軽減を図るため、地方自治体などの関係機関と連携して情報収集、伝達等を実施するとともに、地域住民の防災意識の向上を図る。



度会橋  
河川水位  
わかりやすい防災情報の表示

#### ■河川情報システムの整備

○河川監視用カメラの画像や雨量・水位等の防災情報は、洪水時等の緊急的に最も重要な情報であるため、重要度の高い箇所にカメラ、光ケーブル、通信設備等の整備を進める。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 水利用・流水管理の目標

### 目標とする正常流量(岩出地点)

4月～5月及び9月16日～12月:概ね $6\text{m}^3/\text{s}$ 、それ以外の期間:概ね $4\text{m}^3/\text{s}$

### 実績の渇水流量(岩出地点)

1/10規模の渇水時の流量      約 $2.2\text{m}^3/\text{s}$ (S51～H24)

### 考えられる選択肢

1. 現状のまま
  - 1-1 何もしない[約 $2.18\text{m}^3/\text{s}$ ]
2. 正常流量の一部を回復するように努める
  - 2-1 水利用の合理化を推進する[ $+\alpha$ ]
  - 2-2 既存施設の有効利用を推進する[ $+\alpha$ ]
  - 2-3 水利権の適正な見直し[ $+\alpha$ ]
3. 正常流量の回復
  - 3-1 新たな施設を計画し整備する[ 約 $6.0\text{m}^3/\text{s}$  ]

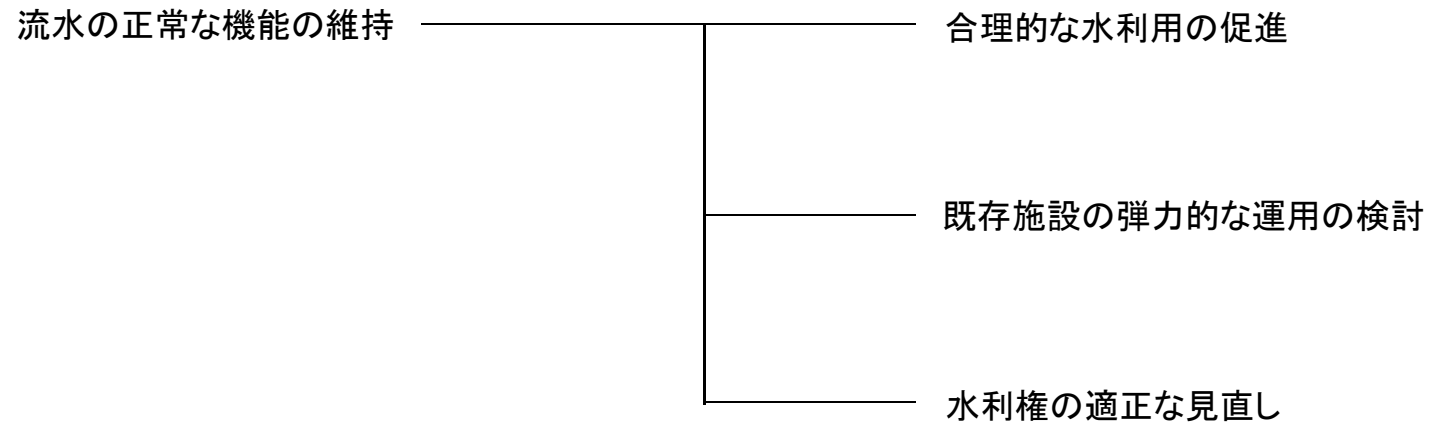
### 現時点での河川管理者の選択

#### 2-1 と 2-2 と 2-3 を選択

- ・宮川における水利用実態を考慮し、景観や動植物の生息・生育環境等の保全に努め、水利権の適正な見直し等により、河川の適正な利用を図るとともに、関係機関と調整・連携して合理的な水利用の推進を図る。
- ・関係機関と調整・連携して、既存施設の有効活用に向けた検討を進める。
- ・水利用実態を考慮し、水利権の適正な見直し等により、河川の適正な利用を図る。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 水利用・流水管理の主なメニュー（案）



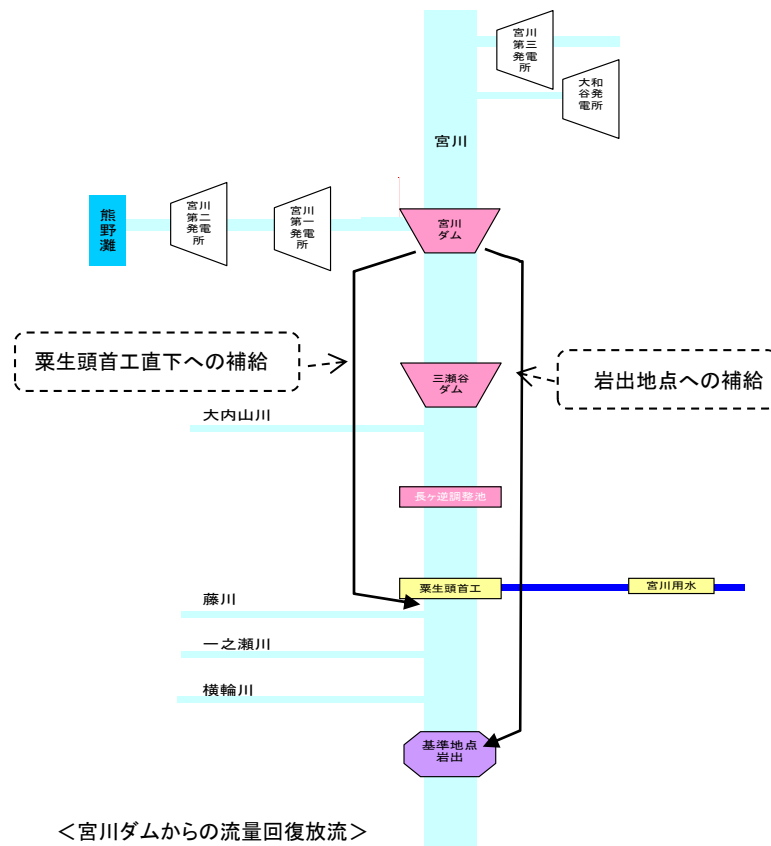
# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 【利水】(河川整備計画のメニュー(案))

### 流水の正常な機能の維持

#### 【合理的な水利用の促進】

- ・流水の正常な機能を維持するため、水利秩序に配慮しつつ、用途間転用等の合理的な水利用について、関係機関と調整・連携して促進を図る。
- ・具体的には宮川ダムの運用ルールを見直すことによる合理的な水利用について、関係機関と調整連携していく。



#### 【既存施設の弾力的な運用の検討】

- ・既存施設の弾力的な運用による流水の正常な機能の維持について、関係機関と調整・連携して検討を進める。

宮川ダム



#### 【水利権の適正な見直し】

- ・水利用実態を考慮し、水利権の適正な見直し等により、河川の適正な利用を図る。

# 宮川水系河川整備計画素案(骨子)

## 環境の目標(案)

蛇行を繰り返しながら滔々と流れる宮川の流れが生み出す多様な生物の生息・生育・繁殖環境と、地域の歴史と文化を育んできた空間が調和した川づくりを目指す。

- ① **自然環境**：宮川には、広葉樹からなる河畔林、瀬淵のある流れやワンド・たまりといった緩流域環境、砂礫河原、河口部の干潟や塩性湿地といった環境に重要種を含む多様な生物が生息・生育・繁殖している。これらの多様な動植物の生息・生育・繁殖環境について、経過監視により環境の変化を把握し、その保全を図る。また、河川横断工作物がなく、アユ等が支障なく宮川を移動できる環境の維持を図っていく。
- ② **水質**：我が国屈指の清流として、良好な河川水質の維持のために、関係機関との連携・調整を図るとともに、経過監視等による水質の保全を図る。また、水生生物調査等の活動を通じて、地域住民への水質についての啓発を行う。勢田川については、下水道等の関係機関と連携しながら、勢田川の水質に対する啓発を行い、地域の理解・協力をもって連携を図りながら水質浄化の取り組みを実施し、さらなる水質改善を目指す。
- ③ **景観**：豊かな流れに起因する大きな蛇行や、アユ産卵場として機能する瀬・淵、渡り鳥の中継地となる河口部の干潟等、既存の良好な景観について治水との整合を図りながら維持形成を図る。また、宮川堤においては、堤防整備の影響を最小限にし、桜並木の保全を図る。
- ④ **河川利用**：宮川への関心を高めるために、宮川堤などの憩いの場や交流の場として利用される親水施設を通じて、地域住民との連携を図り、河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。また、参宮のための渡し跡や式年遷宮のための多くの行事が行われるなど、伊勢神宮との深い関わりのある川として、その歴史や文化にまつわる空間の保全を図る。勢田川等においては、現在進められている河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。

### 考えられる選択肢

1. 治水整備内容に基づく河道のままとする。
2. 治水整備内容に基づく河道に対し、良好な環境の保全に努める。
3. 2に加え、関係機関との調整により、周辺環境と一体となった良好な環境の確保に努める。

### 現時点での河川管理者の選択

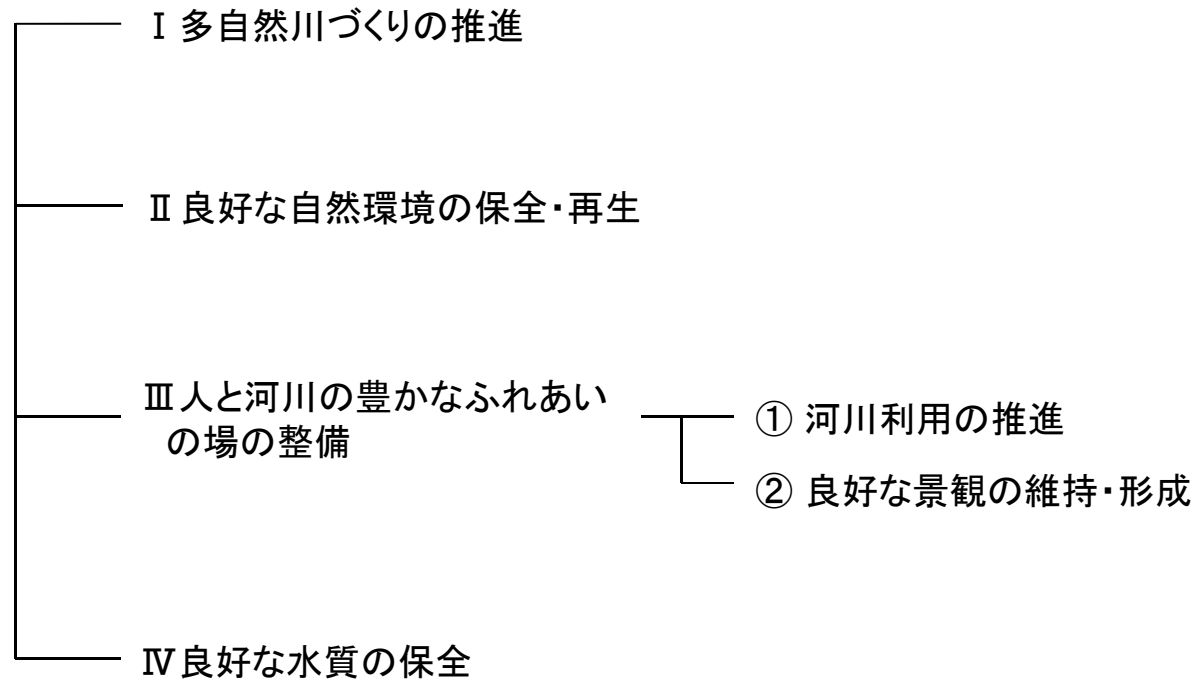
#### 3を選択

治水との整合を図りつつ、良好な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保、良好な景観の維持・形成、良好な水質の維持に努めるとともに、経過監視による環境変化の把握により、その維持に努める。また、関係機関との連携により、縦断的・横断的連続性の確保、水質の維持等に努める。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 環境の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項（政令第10条の3、二）



# 宮川水系河川整備計画素案(骨子)

## 【河川環境の整備メニュー(案)】

### 1 多自然川づくりの推進

- 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進する。
- 河川水辺の国勢調査の結果を計画に反映しながら、地域住民や関係機関と連携して、宮川とその周辺の良い河川環境の維持・保全・創出に努める。

### 2 良い自然環境の保全・再生

- 多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川づくりを推進する。
- 外来種の侵入や、流入水がなく水が滞留しているたまりの環境を改善し、タナゴ類等の生息環境を再生する。

### 3 人と河川の豊かなふれあいの場の整備

#### ①河川利用の推進

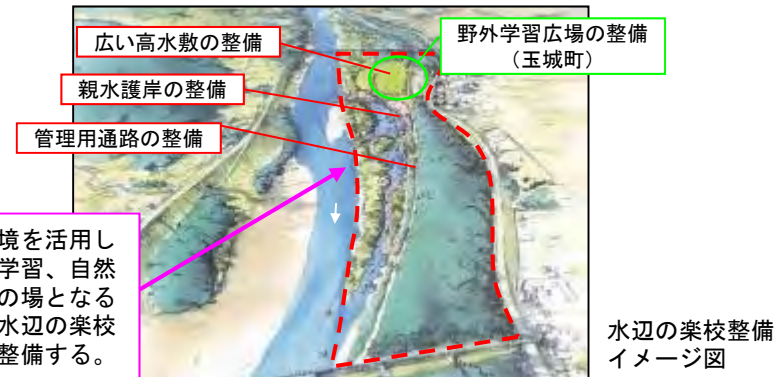
- 宮川堤や渡し跡などの歴史的遺産や、ラブリバー公園、宮川堤公園などの親水施設を活用し、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。
- 現状の自然を活かしつつ、子供たちが環境学習の場として利用できるように水辺の楽校の整備を行う。
- 勢田川では、河川空間とまちの融合が図られた、良好なかかわまちづくりに向けて、地域と一体となって河川利用を推進する。



ラブリバー公園



川の駅「河崎」



#### ②良い景観の維持・形成

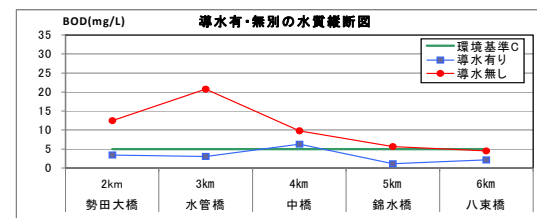
- 河口部干潟などの河川景観や、沿川の市街地における憩いの場である水辺の景観の維持・形成に努める。
- 宮川堤桜づつみなどの良好な景観の保全や、地域の景観計画と整合した良好な景観の維持・創出に努める。
- 勢田川においては歴史的な街並みと一体となった魅力のある良好な景観の維持・創出に努める。



宮川堤の桜並木

### 4 良い水質の保全

- 宮川の清流を維持するため、関係機関と連携し、地域一体となった取り組みにより、良好な水質の保全を図る。
- 勢田川については、浄化導水事業を継続するとともに、下水道整備事業とも連携し、地域一体となってさらなる水質改善を目指す。



導水時・非導水時のBOD縦断面図 (H19～21平均)

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 維持管理の主な整備メニュー(案)

### I 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減

- ①水文・水理調査
- ②河川の測量・調査
- ③河道の維持管理
  - 河床・河岸の維持管理
  - 樹木の維持管理
- ④堤防の維持管理
  - 堤防の維持管理
  - 堤防除草
- ⑤水門等施設の維持管理
- ⑥水門等施設の老朽化対策
- ⑦許可工作物の適正な維持管理
- ⑧不法行為に対する監督・指導
- ⑨出水時等の危機管理対策
- ⑩水防に関する連携・支援
- ⑪地震及び津波発生時の対応

## 河川の整備の実施に関する事項（政令第10条の3、二）

### II 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ①平常時の流量管理
- ②渇水時の対応
- ③適正な水利使用の促進

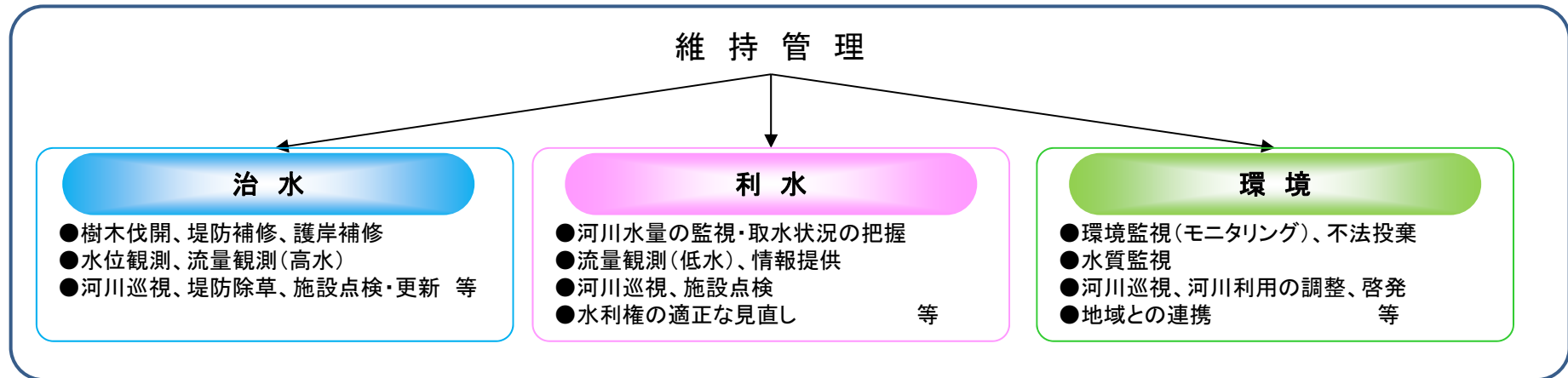
### III 河川環境の整備と保全

- ①河川環境調査
- ②多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全
- ③水質調査及び良好な水質の保全
- ④流下物及び投棄物対策
- ⑤良好な景観の維持
- ⑥河川敷地の適正な利用の促進
- ⑦河川利用の安全対策
- ⑧地域との協働による維持管理の推進

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

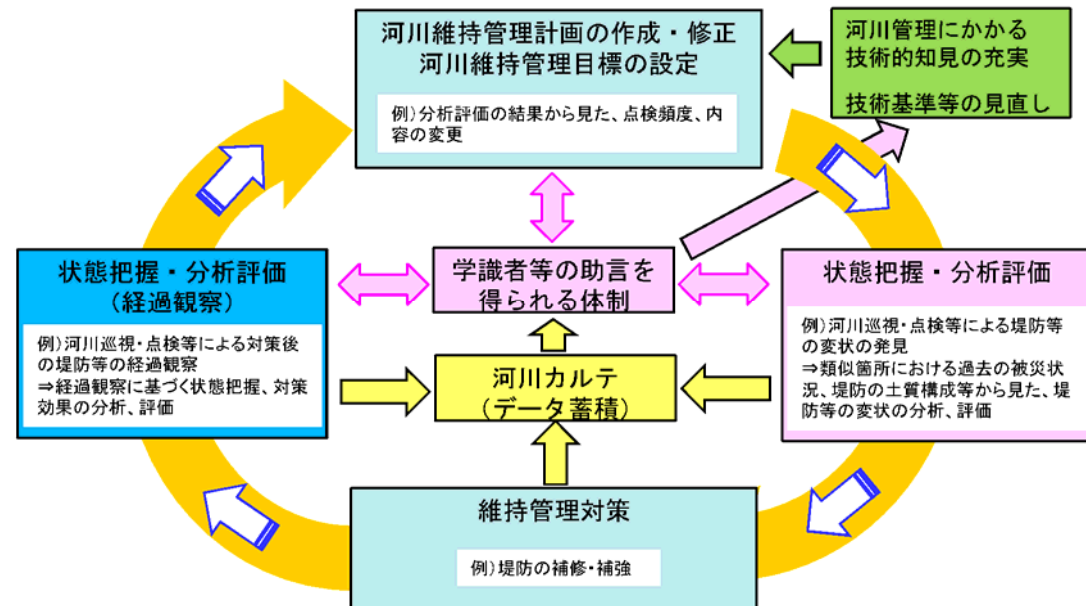
【維持管理】(河川整備計画のメニュー)

## 維持管理の考え方(案)



## サイクル型維持管理のイメージ

- 維持管理の実施にあたっては、宮川の河川特性を十分に踏まえ、概ね5年間を対象に「宮川河川維持管理計画」を作成し、適切に維持管理を行う。
- 平常時より河川や河川管理施設について継続的・定期的に水文・水質調査や河道縦横断面測量等の調査、河川巡視等による点検を行い状況を把握し、年度ごとに実施内容や点検頻度を定め、計画的な河川管理施設の修繕等を行う。
- 河川の状態変化の監視や点検結果などを基に河川の状態を評価し、維持管理計画を見直し、サイクル型維持管理を継続して行う。



# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 【維持管理】(河川整備計画のメニュー(案))

### I 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減

#### ■水文・水理調査

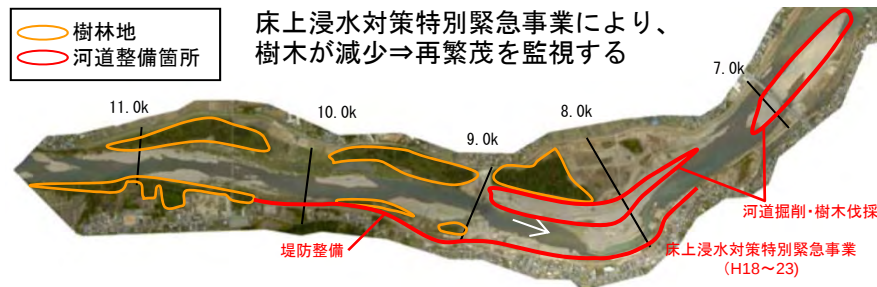
○雨量・水位・流量観測、水質観測等により、現状の流水の状態を把握し、治水・利水計画の検討、洪水時の水防活動、維持流量検討、河川環境の整備と保全のための基礎データの収集を行う。

#### ■河川の測量・調査

○現況河道の流下能力、河床の変動状況を把握するため、定期的に縦横断面測量等を実施する。

#### ■河道の維持管理

- 河道の機能を適切に維持していくため、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努め、洪水等による堆積土砂等は、河川環境を考慮し、適切な掘削などを実施する。
- 河道内の樹木の繁茂による河積阻害等を防止するため、河川巡視等により樹木の繁茂の状況を監視し必要に応じ伐開等を行う。



#### ■堤防の維持管理

- 日常の巡視・点検による堤防の状況把握と、洪水時の早期発見による不具合箇所の適切な対応と機能の維持を図る。
- 堤防の機能及び河川の状況把握の環境整備のため、堤防除草等による適切な管理を実施する。

#### ■水門等施設の維持管理

- 定期的な点検・整備により、構造的な機能等を確保する。



勢田川防潮水門と勢田川排水機場

#### ■水門等施設の老朽化対策

- 施設の信頼性の向上と長寿命化に向けた補修・更新を実施する。

#### ■許可工作物の適正な維持管理

- 定められた許可条件に基づき適切に管理されるよう、許可工作物の施設管理者に対し適切な指導を行う。



JR参宮線宮川橋梁

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 【維持管理】(河川整備計画のメニュー(案))

### I 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減

#### ■ 不法行為に対する監督・指導

○不法占用等については、違反行為の是正・適正化を行うよう関係機関と調整・連携して取り組む。

#### ■ 出水時等の危機管理対策

○水防警報等の迅速な発表を行い、関係機関へ確実な情報連絡を行い、洪水被害の防止及び軽減に努める。  
○平常時の洪水対応演習等により、水防管理者等に迅速に情報を伝達するとともに、報道機関等と連携を図り、地域住民へのわかりやすい情報の提供に努める。

#### ■ 水防に関する連携・支援

○各水防管理団体等と連携し、講習会等により水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。  
○広域的な災害等が発生した場合は、所有する排水ポンプ車や照明車等により、各地方自治体へ災害支援を実施する。



排水ポンプ車

#### ■ 地震及び津波発生時の対応

○地震及び津波災害の発生時には、関係機関と連携し情報の収集及び伝達を適切に実施する。大規模地震が発生した場合には、施設等の巡視・点検を実施し、二次災害の防止を図る。

### II 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

#### ■ 平常時の流量管理

○河川環境の保全や取水の安定化、流水の正常な機能を維持するため、関係機関と連携しながら河川水量・水質の監視を行うとともに取水状況の把握を行う。

#### ■ 渇水時の対応

○渇水対策が必要になる恐れのある場合には、宮川渇水対策本部を設置し、河川環境への影響調査を実施するとともに、関係機関及び地域住民に対し、積極的な情報提供を行う。

#### ■ 適正な水利使用の促進

○許可水利権については、水利権の更新時に使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて水利権の見直しを適正に行う。  
○慣行水利権については、取水実態の把握に努め、積極的に許可水利権化を進める。

# 宮川水系河川整備計画(骨子)

## 【維持管理】(河川整備計画のメニュー(案))

### Ⅲ 河川環境の整備と保全

#### ■ 河川環境調査

○河川環境の保全、監視を図るため、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査を定期的に継続して実施する。

#### ■ 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

- 定期的なモニタリングにより継続的な監視をし、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生を図っていく。
- 外来種について、定期的なモニタリングにより継続的な把握・監視を行う。



干潟



塩性湿地(ヨシ原)



河畔林(ムクノキ・エノキ林)

#### ■ 水質調査及び良好な水質の保全

- 定期的な水質調査等により河川の水質を継続して監視する。
- 広く情報提供を行うことで水質改善を啓発し、流域一体となった水質の保全を図る。
- 水質事故の被害を最小限に食い止めるため関係機関と連携し、地域一体となったとりくみを強化する。



水質事故対策訓練

#### ■ 流下物及び投棄物対策

- 洪水時の流下阻害となる流木・ゴミ等の流下物、不法投棄されたゴミ等について、地域住民や自治体等関係機関と連携し、適切に除去する。
- 流木処分は有効活用やリサイクル等の推進に努める。



川と海のクリーン大作戦

#### ■ 良好な景観の維持

○宮川水系を特徴づける自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観が維持・形成されるよう努める。

#### ■ 河川敷地の適正な利用の促進

- 地域住民や関係機関などと連携し、バランスのとれた自然環境の保全と河川空間の適正な保全・利用を図る。
- 河川利用マナー向上、マナー遵守の啓発、必要に応じて河川利用者とのルールづくりなどの取り組みにより、適正な河川利用の推進を図る。

#### ■ 河川利用の安全対策

- 河川の安全な利用の向上を目指して、危険箇所の把握、解消及び注意喚起等に努めるとともに、関係機関と調整・連携し対策を実施する。
- 安全な河川敷利用・水面利用の推進に向けて、河川利用者等への啓発活動の推進に努める。

#### ■ 地域との協働による維持管理の推進

- 身近な自然である宮川に親しむための活動を、地域住民やNPOなどの関係機関と一体となって実施する。
- 宮川流域ルネッサンス協議会とも連携した取り組みを推進する。
- 河川清掃活動、河川愛護啓発活動など地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となった河川管理を推進する。



宮川流域ルネッサンス協議会  
(子ども川サミット)



水生生物調査



河川愛護モニター会議